

平成18年10月12日

超高速船安全対策WGの設置について

1. 超高速船の安全対策については、国土交通審議官をヘッドとする「超高速船に関する安全対策検討委員会」を設置し、本年4月14日の第1回会合以降、「衝突を回避するための対策」及び「衝突した場合の被害を低減するための対策」について、ハード及びソフトの両面から検討を行い、8月1日に「中間とりまとめ」を行った。
2. この「中間とりまとめ」においては、その着実な推進を図るため、実務者で構成されるワーキンググループを必要に応じて開催し、具体的な検討を行っていくこととされたところである。
3. このため、以下のとおりWGを設置することとする。

超高速船安全対策WG

(事務局：運航労務課)

1. 「中間とりまとめ」における緊急対策の実施状況に係るフォローアップ
2. 「中間とりまとめ」における中期的な技術開発メニューに係る具体的な検討
3. 「トッピー4」の事故原因等に応じた「中間とりまとめ」の見直し

(メンバー) 別紙のとおり